

# 環境建設常任委員会

令和5年10月24日（火）



## 環境建設常任委員会

定例会名 令和5年第3回定例会  
招集日時 令和5年10月24日(火) 午後2時  
招集場所 第3会議室

出席委員 7名  
委員 長 池 辺 己実夫  
副委員 長 加 藤 政 之  
委員 員 石 原 幸 雄  
" 柳 井 哲 也  
" 小 松 崎 伸  
" 塚 原 正 彦  
" 伊 藤 知 子

欠席委員 なし

出席説明員  
建設部長 長谷川 啓 一  
建設部次長兼  
下水道課長 野 島 正 弘  
道路整備課長 加 藤 大 典

議会事務局出席者  
書 記 丸 山 智 徳  
書 記 田 上 洋 子

## 令和5年第3回牛久市議会定例会常任委員会議案付託表

### ○ 環境建設常任委員会

- |         |                              |
|---------|------------------------------|
| 議案第 58号 | 牛久市土採取事業規制条例の一部を改正する条例について   |
| 意見書案第3号 | 下水サーベイランス事業の実施を求める意見書の提出について |

午後1時56分開会

○池辺委員長 ただいまから環境建設常任委員会を開会いたします。

本日、説明員として出席した者は、建設部長、建設部次長兼下水道課長、道路整備課長であります。書記として丸山さん、田上さんが出席しております。

本委員会に付託されました案件は、

議案第 58号 牛久市土採取事業規制条例の一部を改正する条例について

意見書案第 3号 下水サーベイランス事業の実施を求める意見書の提出について

以上2件であります。

なお、会議録を作成しますので、マイクを使用して発言していただきますようお願いいたします。また、執行部におかれましては、所属を述べた後に議案説明、答弁等をお願いいたします。

これより議事に入ります。

議案第58号牛久市土採取事業規制条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

議案第58号について提案者の説明を求めます。道路整備課長。

○加藤道路整備課長 道路整備課加藤です。よろしくお願いいたします。

議案第58号、牛久市土採取事業規制条例の一部を改正する条例についてになります。

概要につきましては、宅地造成等規制法という法律が名称変更されたことにより、宅地造成及び特定盛土等規制法という言葉に変更となりました。つきましては、牛久市土採取事業規制条例の本文中において引用している条項及び文言の変更を行うものとなります。

2ページ目を御覧ください。

変更の内容としましては、牛久市土採取事業規制条例の第2条第8号中の宅地造成等規制法を宅地造成及び特定盛土等規制法に、第8条第1項を第12条第1項に、3つ目が宅地造成を宅地造成等に変更する内容となっております。

3ページ目が新旧対照表となっております。

御審議よろしくお願いいたします。以上です。

○池辺委員長 ありがとうございます。これより議案第58号に対する質疑及び意見を行います。質疑及び意見のある方は御発言をお願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○池辺委員長 ございませんか。以上で執行部提出議案に対する質疑及び意見を終結いたします。

続いて、討論を行います。討論ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○池辺委員長 なければ、以上で討論を終結いたします。

これより付託されました執行部提出議案につきまして採決いたします。

採決は挙手により行います。

まず、議案第58号は、原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○池辺委員長 挙手全員であります。よって、議案第58号は原案のとおり可決されました。

ここで、執行部の方は退席されても結構です。御苦労さまでした。

次に、意見書案第3号下水サーベイランス事業の実施を求める意見書の提出についてを議題といたします。

意見書案第3号について意見のある方は御発言をお願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○池辺委員長 意見がないようなので、以上で意見書案第3号についての意見を終結いたします。続いて、討論を行います。討論ございませんか。塚原委員。

○塚原委員 これは、下水サーベイランス事業をやるとなると厚労、国交が出ているんですが、どちらが事業主体なんでしょうか。

○池辺委員長 暫時休憩お願いします。

午後2時01分休憩

---

午後2時02分開議

○塚原委員 じゃあ、ありません。

○池辺委員長 再開いたします。

○池辺委員長 以上で討論を終結いたします。

これより、意見書案第3号について採決いたします。

採決は挙手により行います。

意見書案第3号は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○池辺委員長 挙手全員であります。よって、意見書案第3号は原案のとおり可決されました。以上をもちまして、本委員会に付託されました案件審査は全て終了いたしました。

次に、付託案件以外の所管事項について何か御意見がある方は御発言をお願いします。石原委員。

○石原委員 新人委員の方はちょっと御存じないかもしれませんが、実は今年の4月の改選前の3月の定例議会、前任期中の最後の議会のときに太陽光発電に関する条例を制定すべきであるという議決を全会一致で、たしか牛久市議会で可決しております。その後、改選されてからそのままの状態になっちゃっているものですから、委員長、当委員会としても制定に向けて例えば閉会中審査であるとか、勉強会であるとかそういうことをこの辺で実施してはいかがかなというふうに思いますが、いかがでしょうか。当然、閉会中審査ということになれば執行部の出席を求めて、市長も変わったものですから執行部の考え方も併せて聞ければなというふうに思いますが、いかがでしょう。

○池辺委員長 ただいま、石原委員より詳しい説明があったと思うんですが、太陽光についてのいろいろ勉強して、少なくとも条例まで結び付けていきたいというふうな意見かと思うんですが、何かほかに意見ある方いらっしゃいますか。小松崎委員。

○小松崎委員 今、石原委員がおっしゃったように改選前、全会一致ということですが、それから改選されて8名の新人の方が入ったということで、改めて内容の確認も含めてそこからまた一応各自確認をしてもらってというふうな流れでやっていただければいいと思います。

○池辺委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○池辺委員長 ただいま、石原委員より太陽光についての勉強会を本委員会の所管事項調査とすべきという意見がありました。

お諮りしたいと思います。

太陽光についての勉強会を調査事項として本委員会の閉会中の所管事務調査とすることに特別御異議はございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○池辺委員長 御異議なしと認めます。よって、太陽光についての勉強会を調査事項として本委員会の閉会中の所管事務調査にすることに決し、議長宛て閉会中の所管事務調査の申出をいたします。すみません。暫時休憩します。

午後2時09分休憩

---

午後2時10分開議

○池辺委員長 再開します。

これをもちまして、環境建設常任委員会を閉会します。

午後2時11分閉会